

# 滋賀県希望が丘文化公園活性化方針

## (骨子案)



令和4年7月

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課



# 目 次

1		
2		
3	第1章 公園活性化方針策定の趣旨 .....	1
4	1 活性化方針策定の趣旨	
5	2 活性化方針の位置づけ	
6		
7	第2章 公園の概要 .....	2
8	1 公園の概要	
9	2 これまでの公園の果たしてきた役割	
10		
11	第3章 公園の現状と課題 .....	4
12	1 公園の現状	
13	2 公園の課題	
14		
15	第4章 公園の目指す姿と基本方針 .....	8
16	1 公園の目指す姿	
17	2 基本方針	
18		
19	第5章 活性化の方向性 .....	9
20	1 活性化の方向性の概要	
21	2 活性化案	
22		
23	第6章 事業手法および事業期間 .....	13
24	1 事業手法	
25	2 事業期間	
26		
27	第7章 事業スケジュール .....	13
28		
29	参考 .....	14
30	1 令和3年度のサウンディング結果	
31	2 関係機関等の意見	

# 第1章 公園活性化方針策定の趣旨

## 1 活性化方針策定の趣旨

滋賀県希望が丘文化公園(以下「公園」という。)は長年にわたり県内外の多くの方に親しまれてきたが、一方で、青少年宿泊研修所および野外活動施設の利用の減少や、公園内の施設の老朽化等に十分に対応できていない状況が見られる。その状況を踏まえ、公園全体の魅力を向上させるために、活性化方針を策定する。

## 2 活性化方針の位置づけ

### (1)希望が丘文化公園将来ビジョン

- 昭和47年度(1972年度)の開園から 40 年以上が経過し、本県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催など、スポーツ・健康づくりの機運が高まっているなどの背景を踏まえ、希望が丘文化公園の将来の方向性を明らかにするために平成27年度(2015年度)に策定。
- 基本理念を、『人與人』『人と自然』の関わりを深め、心の豊かさを育む公園とした。
- 年間来園者数100万人以上(令和22年度(2040年度))などを目標とした。

### (2)希望が丘文化公園基本計画

- 上述の将来ビジョンの実現に向けた取組の着実な実施や具体化を目的として平成29年度(2017年度)に公園基本計画を策定。
- 計画期間は平成30年度(2018年度)からの5年間とした。
- 公園の役割を「広大なフィールドを活かした交流・憩いの場」、「多世代での健康・スポーツづくり」、「貴重な自然を体験し楽しみながら学ぶ場」と位置付け、具体的な取組としては、「公園の役割を果たす事業展開」、「安心して快適に利用できる施設の整備」、「公園の役割・魅力のPR」、「利便性の向上」、「管理運営のあり方」の5点の具体的な取組方針を示した。

野外活動ゾーンおよび文化ゾーンは、「利用者を増やすための民間活力の活用の可能性など、活性化に向けた方策を検討」し、併せて「公園全体の効果的・効率的な管理方針の検討を行う」とした。

上記の基本計画を受けて、今後の施設の再整備および管理運営において、民間事業者のノウハウ等が最大限活用できるよう、活性化方針として整理する。

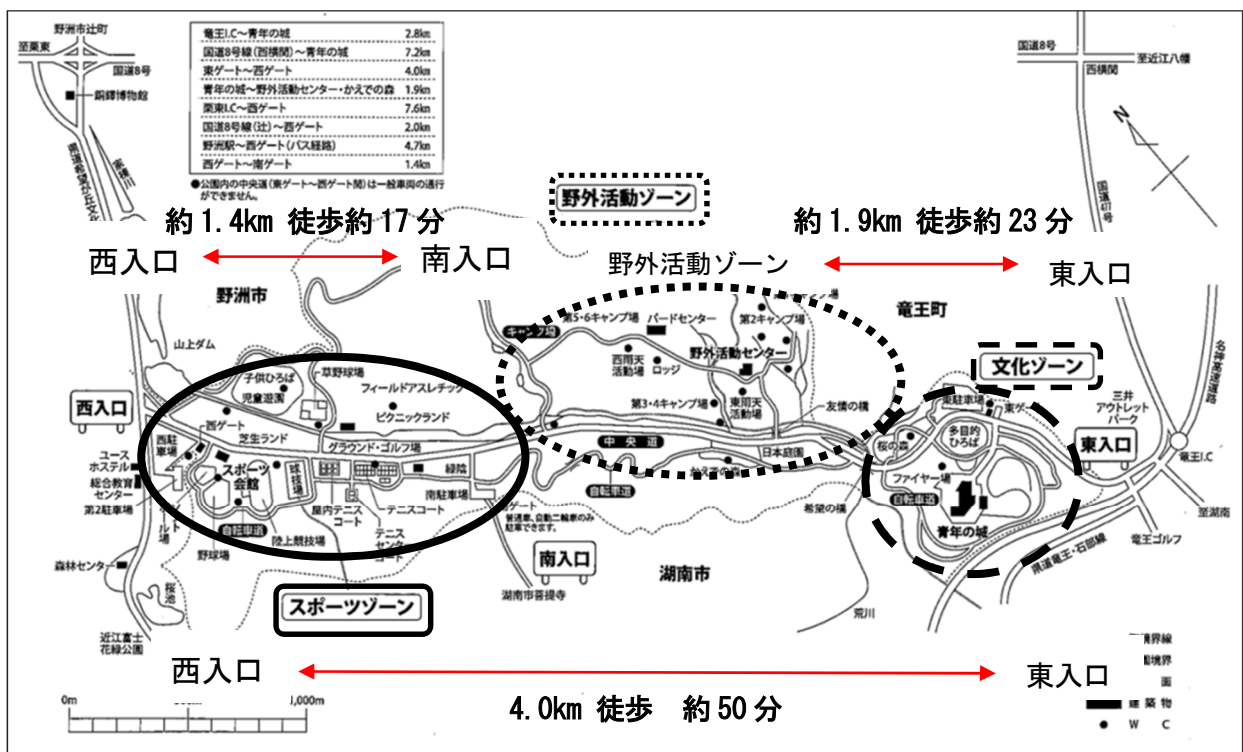
今後、本方針を基により具体的な整備内容等の検討を行っていくものとする。

## 第2章 公園の概要

### 1 公園の概要

#### (1)公園全体の概要

- 野洲市、湖南市、竜王町の2市1町にまたがる416haの広大な自然公園(約75%が森林)。
- 昭和47年度(1972年度)に開園し、令和4年度(2022年度)に開園50年を迎えた。
- 園内にはスポーツゾーン、野外活動ゾーン、文化ゾーンの3つのゾーンがあり、それぞれ異なる特徴を有する。
- 園内の移動手段は、原則、徒歩か自転車だが、東入口から野外活動ゾーンまでは一般車両の乗り入れが可能となっている。なお、スポーツゾーンから文化ゾーンの間は、予約した人に限り、マイクروبスによる園内の輸送を実施。
- 公園全体が県立三上・田上・信楽自然公園の第2種特別地域に指定されており、野外活動ゾーンはそれに加えて鳥獣保護及び狩猟に関する法律で、より厳しい規制が適用される「特別保護地区」に指定されている。



#### (2)各ゾーンの概要

##### ア スポーツゾーン(約54ha)

体育室およびスポーツ施設の管理機能を有するスポーツ会館や陸上競技場、球技場等のスポーツ施設、芝生ランド、グラウンド・ゴルフ場等



1 を設置しており、スポーツ・レクリエーションを体験できる場であり、校外学習や各種スポーツ大  
2 会等で利用されている。

3 国民スポーツ大会の開催に向けて令和2年度(2020年度)から陸上競技場、球技場、スポーツ  
4 会館の大規模改修が実施され、設備等の機能が向上している。

## 6 イ 野外活動ゾーン(約22ha)

7 集会・研修機能および野外活動ゾ  
8 ーンの管理機能を有する野外活動セ  
9 ンターやテント、ロッジなどの野外活  
10 動施設、集会室・倉庫機能を有したパ  
11 ートセンターなどを設置しており、青  
12 少年教育施設に位置づけられている。また、自然探究や野外活動ができる場であり、学校行事や  
13 青少年団体での宿泊キャンプ等で利用されている。



## 15 ウ 文化ゾーン(約19ha)

16 宿泊機能および公園全体の管理機  
17 能を有する「青少年宿泊研修所(以下  
18 「青年の城」という)」や多目的広場、フ  
19 ァイヤー場、桜の森などを設置してお  
20 り、青少年教育施設に位置づけられて  
21 いる。総合的な教育の場であり、学校  
22 のオリエンテーションやスポーツ合宿、企業研修等で利用されている。



## 24 2 これまでの公園の果たしてきた役割

25 ○希望が丘文化公園はこれまで以下の役割を果たしてきた。

- 26 ・県立三上・田上・信楽自然公園内に位置する広大な公園であり、園内には、森、山、川が存在し、  
27 自然に触れやすい場としての役割
- 28 ・陸上競技場・球技場等のスポーツ施設での学校のクラブ練習やスポーツ合宿の場、全国中学校  
29 駅伝大会などの大会の場や、約7haの芝生ランドでの家族との団らんやレクリエーション、交  
30 流の場としての役割
- 31 ・宿泊施設を利用した林間スクールなど自主性や創造性を育む社会教育の場としての役割
- 32 ・自然体験や野外活動の指導者を育てる場としての役割

33  
34 交流・自然観察・スポーツなど様々な体験の場を提供し、滋賀県が誇る公園として  
35 県内外の多くの方々に愛され、親しまれてきた

# 第3章 公園の現状と課題

## 1 公園の現状

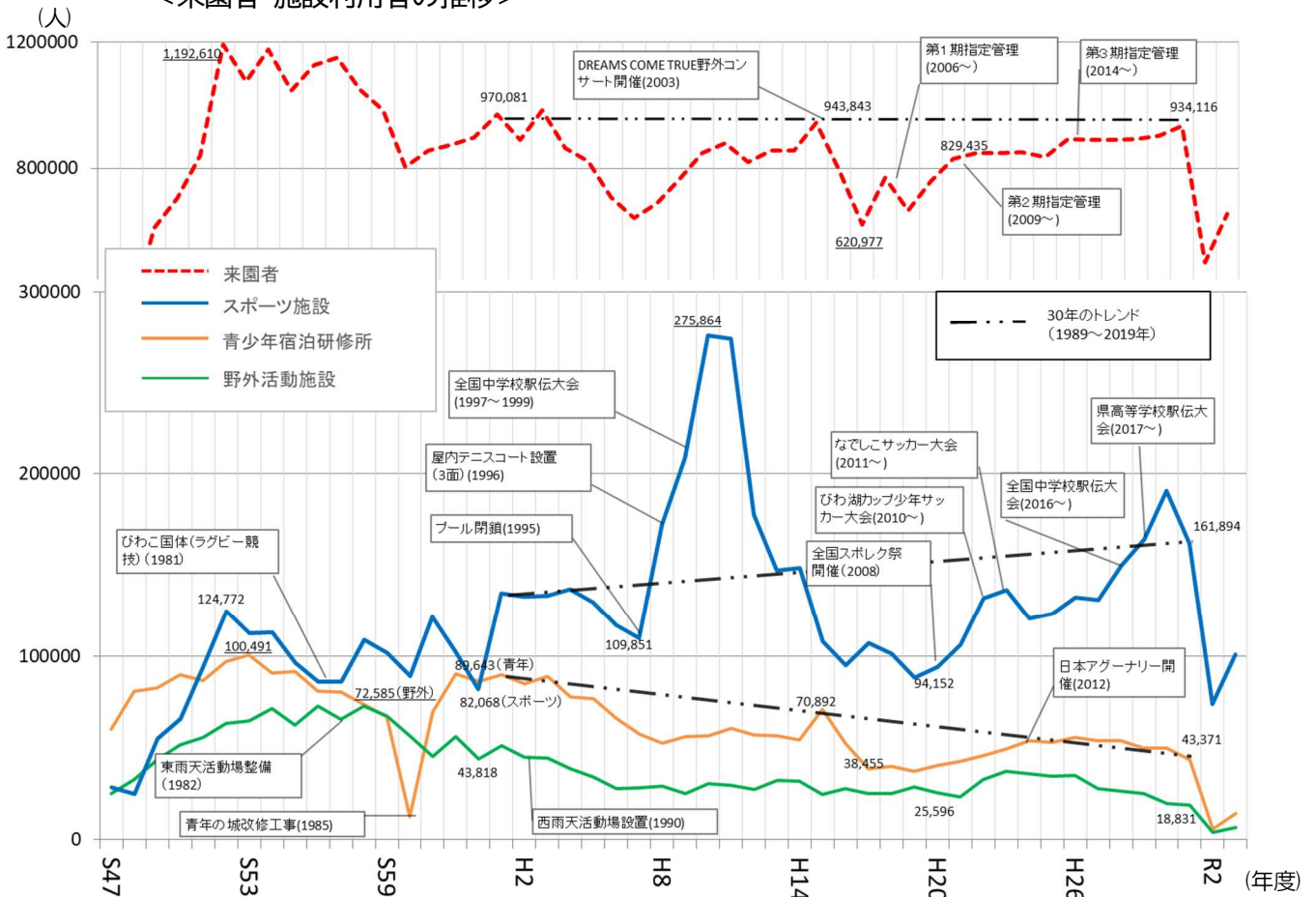
### (1) 利用状況

#### ア 来園者、施設利用者の推移

来園者数は昭和52年度(1977年度)の約119万人を最大とし、スポーツゾーンのプールの閉鎖(平成7年度(1995年度))や青年の棟解体(平成17年度(2005年度))など、大きく落ち込む年度もあったものの、近年の傾向(平成元~令和元年度(1989~2019年度)の約30年間)は約90万人でほぼ横ばいとなっている。

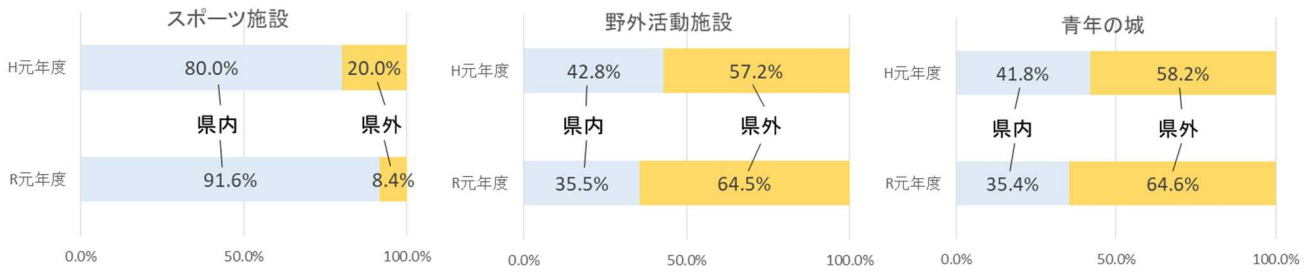
また、施設利用者数の近年の傾向は、スポーツ施設が増加傾向、野外活動施設および青年の城は減少傾向となっている。

<来園者・施設利用者の推移>



なお、県内・県外利用の割合の変化については、下図のとおり、スポーツ施設は過去から県内利用がほとんどを占め、野外活動施設および青年の城は県外利用が50%以上を占めている。

1 <各施設の県内・県外の割合(平成元年度と令和元年度の比較)>

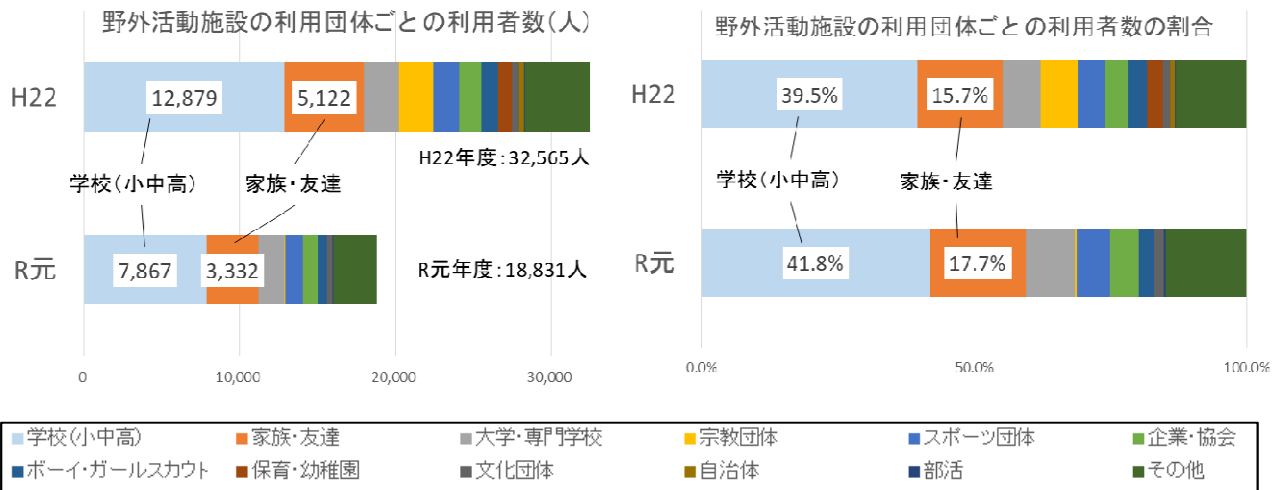


2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

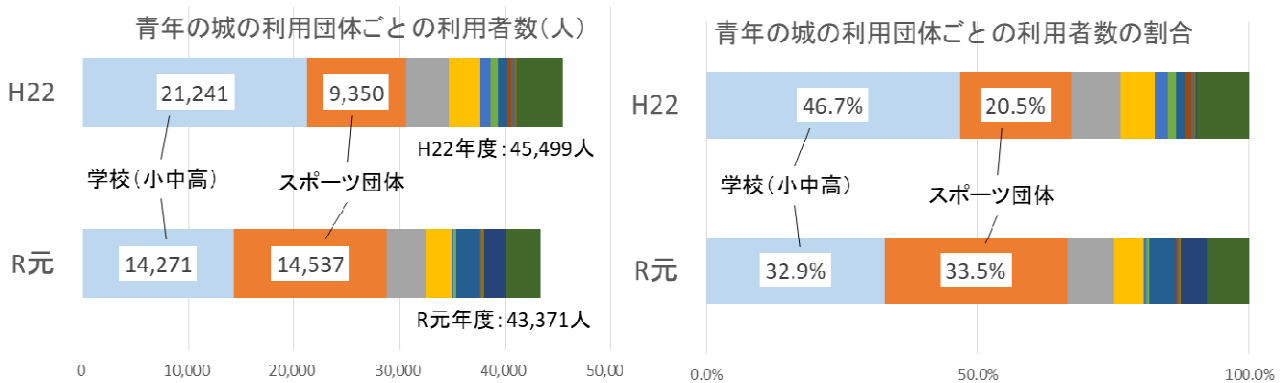
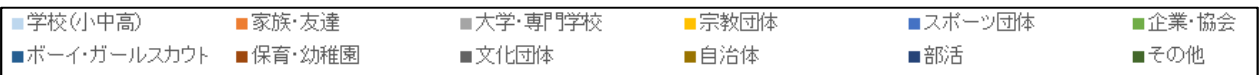
イ 利用団体ごとの利用状況

県外利用者の割合が大きい野外活動施設および青年の城における利用団体ごとの利用状況を見ると、野外活動施設においては、「学校(小中高)」に次いで「家族・友達」が多く、それらで全体の約60%を占めている。また、青年の城においては「学校(小中高)」に次いで「スポーツ団体」が多く、スポーツ団体の割合の増加が顕著である。

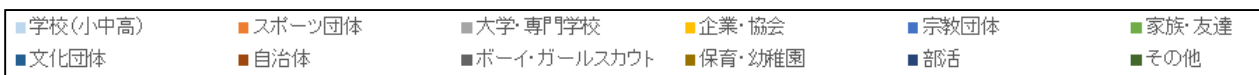
10 <利用団体ごとの利用者数と割合(平成22年度と令和元年度の比較)>



11  
12  
13



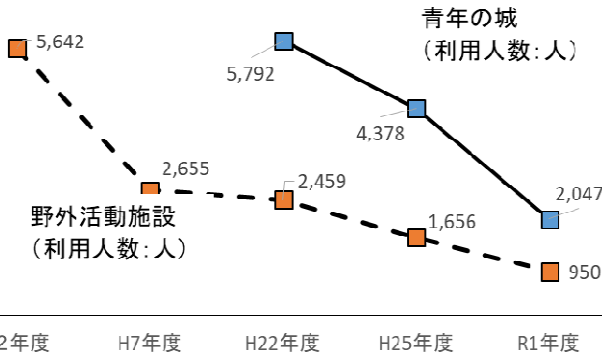
14  
15



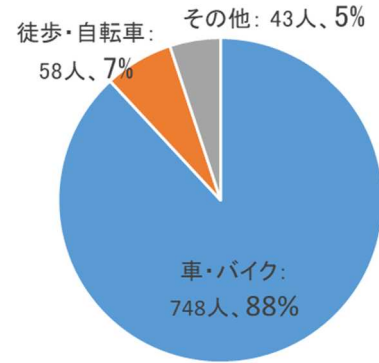
1 **ウ 県内学校利用の状況**

2 野外活動施設および青年の城における県内学校利用の推移は下図のとおり減少傾向となっ  
3 ている。

4 <県内小中学校・高等学校の利用者数の推移>



5 <公園までの交通手段別の割合>  
(令和元年度アンケート調査)



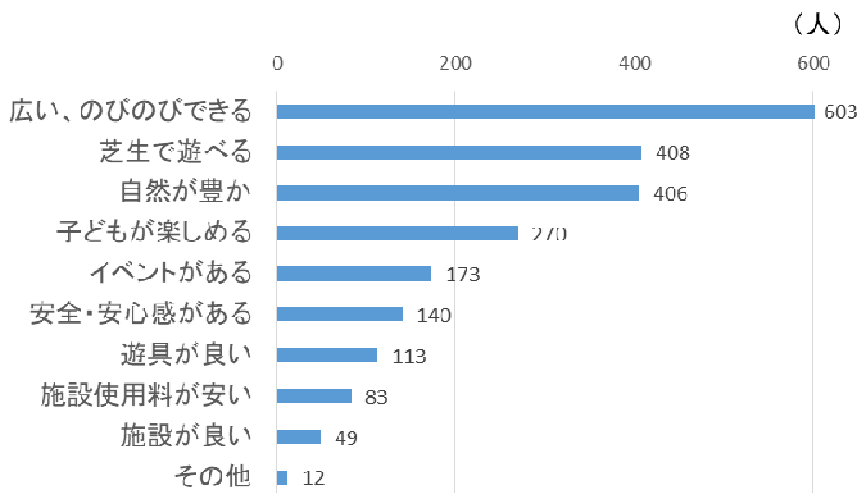
6  
7  
8 **エ 公園までの交通手段**

9 令和元年度のアンケート調査において、公園までの交通手段で、「車・バイク」が88%で一番多か  
10 った。また、公共交通については、スポーツゾーンまでは最寄りのJR野洲駅からバスが運行してい  
11 るが、文化ゾーンや野外活動ゾーンまでバスは運行しておらず、交通手段が限られている。

12  
13 **オ 公園の良い所**

14 令和元年度のアンケート調査において、下図のとおり「広い、のびのびできる」ところ、「芝生で遊  
15 べるところ」などが公園の良い所として多くを占めている。将来ビジョンにおいても、広大で豊かな  
16 自然を持つところを公園の強みとして整理されている。

17 <公園の良いところ(令和元年度アンケート調査結果)>





## 2 公園の課題

開設以来、長年にわたり県民の憩いの場として親しまれてきたが、時代の流れとともに施設の老朽化や利用者ニーズとの乖離など様々な課題が生じている。

### 利用者ニーズと乖離した施設（野外活動施設）

○小規模集団での利用など利用者のニーズが変化する中で、学校等の大規模集団による活動を想定した施設となっており、その機能や設備は開園当時から大きくは変わっていない。

○野外活動施設においては、1つの区画が狭く、区画内では焚き火ができず、炊事場が1箇所にとめて配置されている。また、駐車場が小さく、区画から遠いなどの課題がある。

### 施設の老朽化（スポーツゾーン、野外活動施設、青年の城）

○スポーツゾーンの遊具において、例えば、屋外のトランポリンは傷みが進んでいる。

○野外活動施設のトイレやシャワーの設備が古い

○青年の城は50年以上経過しており、屋根や外壁が傷んでおり、全体的に老朽化が進んでいる。

### 有効活用できていないスペースの存在（スポーツゾーン、青年の城）

○青年の城の宿泊室以外の研修室等のスペースの稼働率が低く、有効活用できていない。

○西第2駐車場や東駐車場、桜の森などは利用が少なく、更なる活用の余地がある状態。

### 各ゾーン間のアクセス手段が限定的

○利用者アンケートからは利用者の約88%が車での来園となっているが、園内のアクセス手段が自転車やマイクロバスに限られているため、公園を一体として活用することが難しい。



より多くの来園者に親しまれる施設を目指すためには、既存施設の良い部分を残しつつ、従来の機能の充実に加え、新たな魅力の創出が必要

## 1 第4章 公園の目指す姿と基本方針

---

### 1 公園の目指す姿

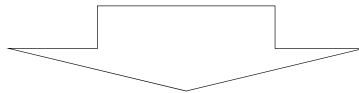
○本方針において、公園の目指す姿を以下のように定める。

「自然×憩い×スポーツ」で、訪れる方の心と体が健康に、そして元気になる公園

### 2 基本方針

○上記の目指す姿を実現するために、以下に基本的な方針を定める。

- ①各ゾーンの特徴を最大限に生かす。
- ②歩行者等への安全性に配慮しながら、公園内アクセスの向上やゾーン間の連携促進により、公園全体としての一体感を高める。
- ③子どもから高齢者まで幅広い世代の人が様々な用途で利用しやすい施設とする。



#### ＜実現手法の基本的な考え方＞

- ◆公園全体を活用し、効果的・効率的な運営管理を行う。
- ◆民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、官民連携による公園の再整備を行う。
- ◆民間事業者の発想による提案を求めることとする。

# 第5章 活性化の方向性

## 1 活性化の方向性の概要

各ゾーンおよび公園全体を活用するための活性化の方向性は、以下のとおりとする。ただし、具体的な検討事項は事業者提案によるものとし、今後の提案により変更の可能性がある。

○スポーツゾーンは球技場・陸上競技場・スポーツ会館等が国民スポーツ大会に向け改修工事が実施され、これまで以上の利用促進が期待される。そこにキャンプ区画等の新たな施設の付加を含めて検討し、さらなる賑わいの創出を目指す。

○野外活動ゾーンは、事業者の提案を求めるゾーンとし、活用の提案が無ければゾーンの縮小などを検討する。

○文化ゾーンは、青年の城の改修および新たなキャンプ区画の導入を含めて検討し、宿泊施設として魅力を高め、スポーツ施設等と一体となった利用促進を検討する。

○各ゾーン内の魅力向上のみならず、ゾーン間をつなぎ、公園全体を活用してもらえるよう、一般車両の限定的な通行の許可を検討する。

○駐車場利用について、従来の一律料金(前払い)から、後払いの駐車場システムの導入を検討することにより柔軟な時間制料金の検討を行う。

○コロナ禍における新しいトレンドへの対応(例:リモートワークを受け入れるための環境構築)など、近年の社会情勢を反映した施設となるよう検討を行う。

※検討事項は事業者提案による例(今後の提案により変更の可能性がある)

### スポーツゾーン【方向性】

生まれ変わったスポーツ施設を中心に、さらなる賑わいを創出するゾーン

※球技場やスポーツ会館体育室、クロスカントリーコースなどを活用したスポーツ合宿の推進  
※老朽化した遊具の更新  
※新たなキャンプ区画の導入 などを検討する

### 基盤づくり【方向性】

①公園をまるごと楽しんでいただくための、園内移動手段の多様化(施設利用者(主に宿泊利用者)に限定し、一般車両の通行を許可などを検討)  
②利用しやすい柔軟な駐車場システムの検討(時間制料金の検討)

安らぎと自然に親しみきっかけづくりを提供するゾーン

※青年の城の改修による宿泊施設の魅力向上  
※ファイヤー場などに新たなキャンプ区画の導入などを検討する

ありのままの自然に触れるゾーン

※イベント時などに自然観察の場として活用  
<活用の提案を求めるゾーン>

### 文化ゾーン【方向性】

### 野外活動ゾーン【方向性】

1 **2 活性化案**

2 **(1)スポーツゾーン**

3 ○スポーツゾーンは国民スポーツ大会開催に向け大規模改修を実施した球技場、陸上競技場など  
4 を活用し、具体的には以下のような方策の提案を想定する。

スポーツゾーンにおける具体的な提案例
①球技場や陸上競技場、スポーツ会館体育室、クロスカントリーコースなどを活用したスポーツ合宿の推進
②新たなキャンプ区画の導入(芝生ランドの一部、その他空きスペース)
③芝生ランドでのイベント強化(スポーツイベント、音楽イベントなど)
④老朽化した遊具の更新(トランポリンなど)
⑤利用頻度が低い西第2駐車場での新たなスポーツ設備等の導入
⑥公園内アクセスの向上のための、新たな駐車場の設置
⑦これまで主催・共催してきた大会等のソフト事業の継続および精査



5 **(2)野外活動ゾーン**

6 ○野外活動ゾーンは鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、特に制約が多いゾーンであり、  
7 大規模な整備は想定せず、現状において活用の提案を募るゾーンとする。

野外活動ゾーンにおける具体的な提案例
①イベント時などに自然観察の場として活用
②第3および第4キャンプ場のみキャンプ場として活用
③野外活動宿泊体験などのソフト事業の継続および精査
※活用の提案を求めるゾーン

1 (3)文化ゾーン

2 ○青年の城の利活用を目指し、改修を行うことで宿泊施設としての魅力を向上させることをベー  
3 スとした以下のような方策の提案を想定する。

4

文化ゾーンにおける具体的な提案例
①青年の城を改修し、宿泊施設としての魅力を向上させる
②チームビルディング体験を楽しめる施設・イベントの導入
③桜の森、ファイア場などに新たなキャンプ区画の導入
④利用頻度が低い東駐車場で新たなスポーツ設備等の導入
⑤宿泊体験事業などのソフト事業の継続および精査

5  
6  
7  
8  
9  
10  
11



13 (4)次世代育成事業の継続実施の検討(野外活動ゾーン、文化ゾーン)

14 ○これまで実施してきたキャンプリーダー事業(※)は、次世代育成事業として重要であることか  
15 ら、今後も継続して実施する方向で検討する。

16 (※キャンプ体験イベント等に関わり、野外活動の知識や技術、キャンプ参加者の人間関係の維  
17 持・管理を行えるような技術などの習得を目的とした事業)

1 (5)青少年教育施設としての位置づけの検討(野外活動ゾーン、文化ゾーン)

2 ○これまで、文化ゾーン(青年の城)および野外活動ゾーンは学校等の大規模集団を受け入れ、  
3 特に青少年の健全な育成をはかるため青少年教育施設として使命を果たしてきた。

4 ○一方で、50年以上が経過し、利用の実態が変化してきた。開園時に主な利用として想定して  
5 いた学校(特に県内の小中学校・高等学校)の利用の減少、今後の利用の見込み、サウンディング  
6 による民間企業の意向等を総合的に勘案し、青少年教育施設の位置づけについて廃止も視  
7 野に検討する。

8  
9 (参考) 県内公立小中高校への調査 (R1 年度県教育委員会事務局実施：回答率 53.9%)

10 約9割の学校が青年の城、野外活動センターの今後の利用見込み無し

11 <主な理由>

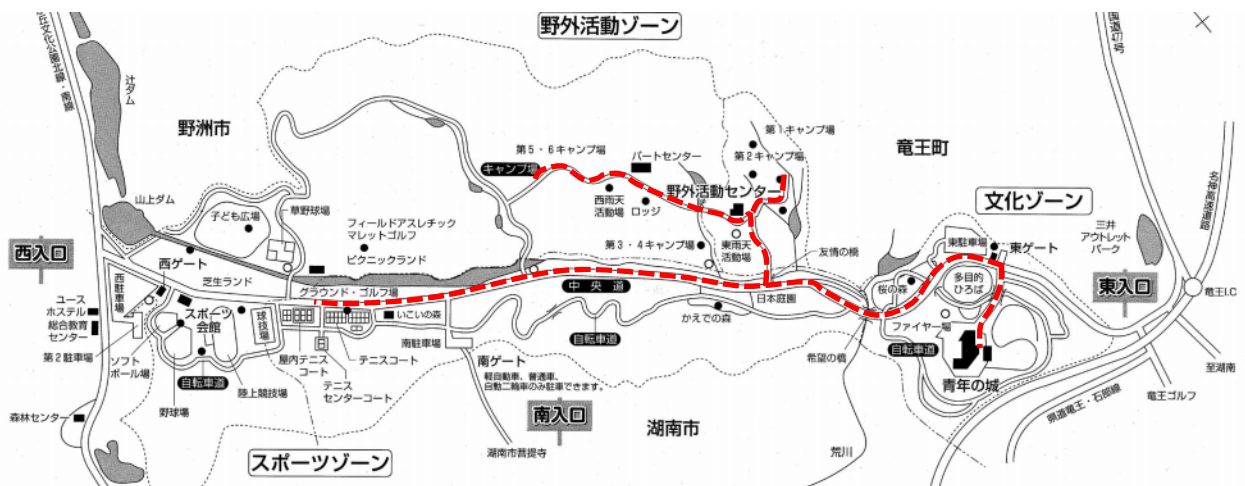
12 体験学習の時間が取れない、市外の施設利用時にはバス代の補助が無い、  
13 近隣地域にある施設を活用する など

14  
15 (6)基盤づくり

16 ○公園全体の利用促進を図るため、文化ゾーンからスポーツゾーンまで、主に宿泊利用者に限定  
17 し、一般車両の通行の許可を検討する(芝生ランド前のエリアは通行禁止区域)。

18 ○テニスコート付近の空きスペースに駐車スペースの確保を検討する。

19 ○一般車両の通行を許可する場合は、歩行者等との交通安全対策を検討する。



20 - - - . . . 一般車両通行許可区域

21  
22  
23 ○現在の西駐車場、南駐車場、東駐車場においては、料金場に人員を配置し、1回500円(普通車)  
24 等の一律の料金を徴収している(前払い)が、利用者ニーズや利便性を考慮し、後払いが可能な  
25 新たな駐車場システムの導入を検討し、柔軟な時間制料金の導入を検討する。

## 第6章 事業手法および事業期間

### 1 事業手法

○事業手法については、これまでの従来型の発注方式に限らず、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した民間活用手法を検討する。

### 2 事業期間

○これまでの指定管理者の選定(従来型)ではなく、民間活用の事業手法の場合は、長期の事業期間を想定する。

○令和3年度の民間企業へのサウンディング結果においては、事業期間は15～20年の長期間が望ましいとの意見が多数

## 第7章 事業スケジュール

○活性化方針策定後の事業スケジュールは以下を想定する。

○自然公園条例に基づく公園事業の決定を実施予定。公園事業の決定においては、事前に自然環境調査を1年間実施し、環境審議会へ諮問をする必要がある。

<事業スケジュール(想定)>

	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度～ (R7年度～)
スケジュール	活性化方針 策定	公募資料 作成	公募	事業者 決定 提案に基づく具体的な 事業の検討・実施
	R4～5年度:自然環境調査			R7年度:国スポ大会

# 参考

## 1 令和3年度のサウンディング結果

令和3年7月から48社に対してサウンディング調査への参加意向について照会し、15事業者および1グループ(3事業者)の協力を得た。その結果の概要は以下のとおり。

(1)活性化のアイデア 〔スポーツゾーン〕	ハード事業	スケートボード場、キャンプ場、バーベキューサイト、グランピング施設、子ども用の遊具・水遊び場、アスレチック、飲食施設、キッチンカー
	ソフト事業	ランニング・ウォーキング等のプログラム
〔野外活動ゾーン〕	ハード事業	フリーサイトキャンプ場
〔文化ゾーン〕	ハード事業	校外学習用・スポーツ合宿用・個人向けの宿泊施設、温浴施設、オートキャンプ場、グランピング施設
	ソフト事業	芸術・文化活動プログラム、教育・研修プログラム
(2)事業期間	・短期間での投資回収が困難なため、投資を伴う場合は15～20年	
(3)事業実現に向けた課題や留意点	・大規模な投資を伴う改修よりも既存施設を活かした改修を行い、サービス向上のための新たなプログラム(ソフト事業)の導入が望ましい	
	・園内の東西アクセスの改善のため、駐車場の新設や許可車両のみ通行可とする運用が望ましい	
	・野外活動ゾーンはキャンプ場としては使用しないか、もしくは管理面積を減らす検討が必要	
	・インフラや設備の改修は県側で実施することが望ましい	

## 2 関係機関等の意見

これまでの活性化等検討懇話会などからの意見は以下のとおり。

活性化等検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内に車を乗り入れている公園もある。50年前なら車を置いて歩こうということだが、それではなかなかユーザーが振り向いてくれないのではないかと思う。</li> <li>・園内への車の乗り入れに係る園路整備、歩行者等への安全対策、上下水道整備など、インフラ整備を公共側で行って、ポテンシャルを引き出す民間投資を促すことが重要。</li> <li>・青少年を主なターゲットとすることについて再検討が必要である。</li> </ul>
青少年団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林があり、自然が豊かで、貴重なフィールドである野外活動ゾーンは残して欲しい。年1回200人規模で大会(キャンプ宿泊事業)をする場所が欲しい。</li> <li>・野外活動ゾーンへの自動車の乗り入れについて、1団体2台までの利用台数制限を緩和してほしい。</li> <li>・急な豪雨を考慮すると、野外活動ゾーンよりも青年の城の周辺にキャンプ区画を設ける方が良い。安全・安心に活動できる場が重要。森の中でやることにこだわっているわけではない。</li> </ul>
地元市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西アクセスを改善し、スポーツゾーンの利用者が青年の城で宿泊してもらいやすいように誘導すべきではないか。</li> <li>・宿泊研修ができる場所は残していただきたい。</li> <li>・青年の城は、個室やファミリー向けの部屋とするべきではないか。</li> <li>・規模を縮小してもよいので、野外活動ができるキャンプ場は残していただきたい。</li> </ul>